

汚れた 廃プラスチックは 燃えるごみで ごみの出し方 ～廃プラスチック～

市役所廃棄物対策課 ☎63-5140

4月から、ごみの分別と出し方が変わり、市民の皆さんには新たに廃プラスチックの分別をお願いし、ご協力いただいておりますが、汚れた廃プラスチックや廃プラスチック以外のものが多く見受けられます。また、廃プラスチック収集日に、生ごみと一緒に出されていることもあります。

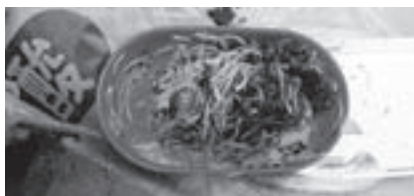
廃プラスチックを入れたネットの中に、汚れた廃プラスチックや生ごみなどが混在していると、せっかくきれいに洗浄した他の廃プラスチックまで汚れてしまい、リサイクルできなくなってしまいます。

汚れた廃プラスチックは燃えるごみとして出してください。

集積所を利用する市民一人ひとりが、ごみ出しのルールを徹底し、分別収集にご協力ください。

ごみ出し後には、手洗いをするよう心がけましょう。

①汚れたプラスチック類に生ごみが混ざっている⇒**燃えるごみ**として出す



②プラスチック製容器包装に生ごみが混ざっている⇒**容器包装をすぐか、燃えるごみ**として出す



③汚れたままのその他プラスチックが出されている⇒**個々に洗うか、燃えるごみ**として出す



④金属などの異物が混ざっている⇒**燃えないごみ**として出す



⑤廃プラスチックと一緒に生ごみが混ざっている⇒**燃えるごみ**として出す



⑥雨どいやホースなど汚れたプラスチック類が混ざっている⇒雨どい（金具が混入されている）は



燃えないごみ、汚れたホースは**燃えるごみ**として出す

「改革宣言2009」 佐渡市行政改革マニフェストを策定

市では、平成18年3月に市が取り組む行政改革の基本的な方向性を示した佐渡市行政改革大綱と、平成17年度から平成21年度までの改革項目を示した佐渡市行政改革大綱実施計画「集中改革プラン」を策定しました。

現在この計画に基づき、各部局が効率的かつ効果的な行政運営に向けた取組みを進めていますが、各部局が本年度において重点的に取り組む改革について、具体的な成果目標や手段等を部局長の権限と責任において定め、市民の皆様へ改革の達成を約束する「佐渡市行政改革マニフェスト」を昨年度に引き続き策定しました。

本年度は総務部、企画財政部、市民環境部、福祉保健部、産業観光部、建設部、教育委員会、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、消防本部、両津病院管理部の11部局が改革61項目をマニフェストに掲げました。

※佐渡市行政改革マニフェストは、市ホームページまたは各図書館、図書室、公営温泉施設、市立病院等で閲覧できます。また、希望者には市役所行政改革課または支所、行政サービスセンター、連絡所等の窓口で冊子を配布します。

お問い合わせ

市役所行政改革課

☎63-3111

